

労働者派遣事業関係業務取扱要領(※令和3年1月施行分)の改正概要
(2020年6月1日付けで更新した要領からの変更点)

○ 主な改正事項を掲載

2021.1.1改正

改正箇所		改正の概要	
第3	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	1(8)ロ(イ)e(b)及び(c)	令和3年1月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第170号)及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正
第5	労働者派遣契約	2(1)ロ(イ)a	令和3年1月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第170号)
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	3(4)イ	令和3年1月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第170号)及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正
		10(1)ハ(ハ)	労働者派遣制度に関する議論の中間整理に基づく改正
		10(1)ハ(ニ)	令和3年1月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第170号)及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正
		17(5)ニ	労働者派遣制度に関する議論の中間整理に基づく改正
		28(3)	令和3年1月1日施行の「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正
		派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	令和3年1月1日施行の「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正
		日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	令和3年1月1日施行の「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正
第7	派遣先の講ずべき措置等	3(2)ハ(ハ)	令和3年1月1日施行の「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正
		派遣先が講ずべき措置に関する指針	令和3年1月1日施行の「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号)に伴う改正